

千走川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について（概要）

令和3年2月22日
石狩後志海区漁業調整委員会

1. 委員会指示の趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。）次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」とされている。

今般、千走川のさくらます資源の繁殖保護を図るため、さくらますの遡上時期における千走川の河口付近における採捕禁止区域及び期間を定めるもの。

2. スケジュール等（予定）

令和3年（2月中旬）	意見の募集開始
令和3年（3月上旬）	意見の募集終了
令和3年（3月中旬）	海区委員会指示（案）に係る海区委員会での審議。
令和3年（3月中旬）	委員会指示